

令和2年11月19日
三陸国道事務所
大船渡維持出張所

除雪機械出動式を開催します！

～ 大船渡防災ステーションのお披露目も実施します ～

国土交通省三陸国道事務所大船渡維持出張所では、道路交通の安全確保を目的に、冬期間の除雪・スリップ対策を実施しております

この度、本格的な冬が到来する前に、除雪機械出動式を開催いたします。

また、今冬より新しく大船渡防災ステーションが完成しました。

除雪出動式にあわせお披露目を行います。

【日 時】： 令和2年11月24日（火） 13：30 ～ 15：00

※ 天候その他の理由により、式典等を中止する場合があります。

【場 所】： 大船渡防災ステーション 構内

（大船渡市三陸町越喜来字井戸洞地内）

【次 第】：安全祈願祭 13：30 ～ 14：00（受注会社主催）

除雪出動式 14：00 ～ 14：30

（安全安心を願う園児による権現様披露を予定）

大船渡防災ステーションお披露目 14：30 ～ 15：00

【その他】：新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から除雪見学会及び
搭乗体験を中止とさせていただきます。

可能な限り少人数でマスクを着用しての取材にご協力願います。

※大船渡維持出張所では国道45号のうち陸前高田市・大船渡市区間の約45km、
三陸道（陸前高田長部IC～吉浜IC）の約36kmを担当しています。

発表記者会：東北専門記者会、岩手県政記者クラブ、大船渡記者クラブ、釜石記者クラブ

【 問い合わせ先 】

国土交通省 東北地方整備局 三陸国道事務所
三陸国道事務所 大船渡維持出張所

出張所長 ^{あべ}阿部 ^{ちえ}千枝 電話：0192-26-5356（代表）

令和２年度 大船渡維持出張所 除雪機械出動式 次第

令和２年１１月２４日（火）

１ 安全祈願祭（受注者主催） １３：３０～１４：００

玉串奉奠等

２ 除雪機械出動式（三陸国道事務所主催） １４：００～１４：３０

- １．挨拶（三陸国道事務所長、大船渡警察署長、（株）佐藤渡辺東北支店長）
- ２．権現様披露（立根こども園園児）
- ３．受注者決意表明
- ４．除雪機械の鍵引き渡し
- ５．機械点検および除雪機械エンジン始動

３ 大船渡防災ステーションお披露目 １４：３０～１５：００

今冬より新しく大船渡防災ステーションが完成しました。
除雪出動式にあわせお披露目を行います。

■「除雪機械出動式」と「大船渡防災ステーションお披露目」の開催場所の案内



出典：地理院地図に位置情報等を追記して掲載

■昨年度の「除雪機械安全祈願祭・出動式」の様子



■昨年度の「権現様披露・除雪機械見学会」の様子 ※本年度は除雪機械見学会は中止



早めの冬タイヤ・チェーン装着を!!



過去5年で最も早く
観測された主な峠の初雪日



走行予定の道路状況を把握し
雪道への備えを万全に!!
立ち往生対策も忘れずに!!

冬タイヤ

タイヤ
チェーン

スコップ

携帯トイレ
毛布等

WEBサイトで道路情報

パソコン・携帯・スマホで検索

東北・
みち情報



「東北みち情報」

岩手県道路情報
提供サービス



「岩手県道路情報提供サービス」

ドラぷら (高速道路情報サイト)
ドラぷらモバイル (高速道路情報サイト)



「ドラぷら」

国土交通省 (岩手河川国道事務所・三陸国道事務所・南三陸国道事務所)・岩手県警察本部
岩手県・東日本高速道路(株)東北支社 (盛岡管理事務所・北上管理事務所・八戸管理事務所)

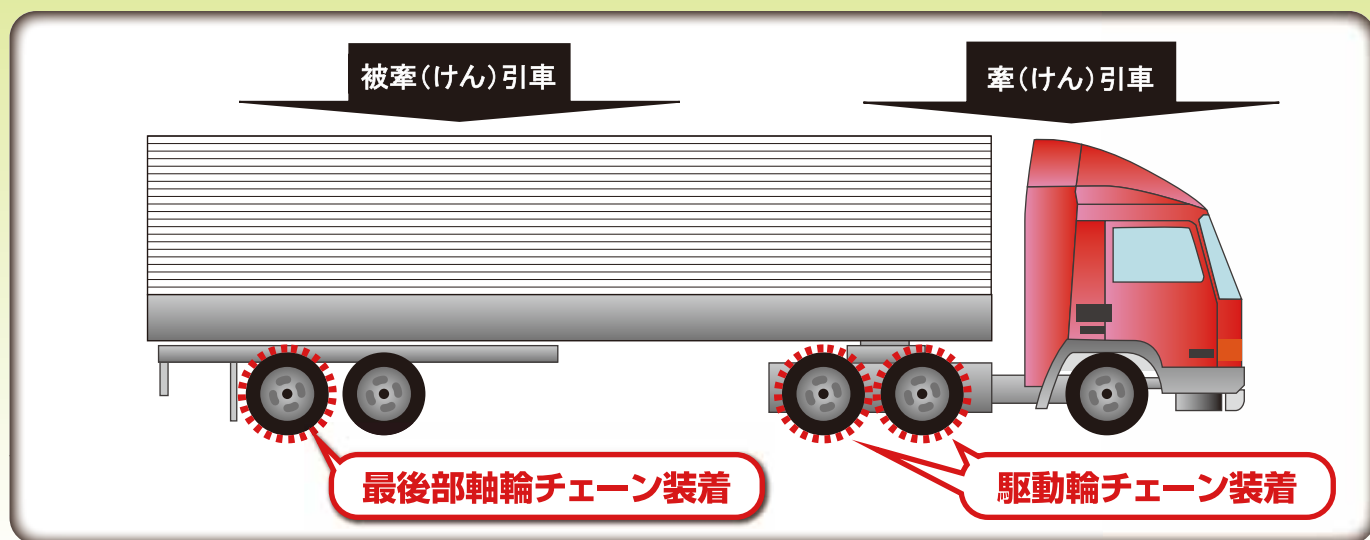
岩手の積雪・凍結道路 を走行するために！

事前確認

普通タイヤの場合、**駆動輪のすべてに** タイヤチェーンを装着

トレーラー車はタイヤチェーンを駆動輪と被牽(けん)引車の最後部の軸輪に装着
または

雪路用タイヤを **全車輪** に装着
(スノータイヤ・スタッドレスタイヤなど)



道路の状況により、タイヤチェーンを装着して万全の備えを!!

【滑り止め装置を不装着時の罰則等】

○道路交通法 第71条(運転者の遵守事項)第6号

前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

○岩手県道路交通法施行細則 第14条(運転者の遵守事項)

法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

(6)積雪し、又は凍結している道路において、駆動輪(他の車両を牽(けん)引する場合にあっては、被牽(けん)引車の最後部の軸輪を含む。)のすべてのタイヤに鎖を取り付けること、又は雪路用タイヤ(雪路用タイヤとして製作されたもので接地面の突起部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)を全車輪に取り付けること、その他の滑り止めの方法を講じないで自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転しないこと。

○道路交通法 第120条

5万円以下の罰金

○反則制度 道路交通法 第125条

大型車7,000円、普通車6,000円、原付車5,000円

気仙地域の安全安心な交通のために、**早めの冬タイヤ装着**にご協力をお願いします。

大船渡維持出張所では、気仙地域の国道45号及び三陸自動車道の除雪を行っています。除雪作業へのご理解、ご協力をお願いします。

通岡峠、三陸町越喜来、吉浜などの峠部では上れずに立ち往生したり、下り坂でスリップにより運転操作不能に陥り重大事故が発生する危険があります。

冬期間は車間距離を多めに取るなど安全運転を心がけましょう。

大船渡維持出張所管理区間



三陸国道事務所 大船渡維持出張所

電話番号 0192-26-5356

道路の異常を見つけたら「道路緊急ダイヤル」へ

全国共通 #9910(年中無休・無料)